

# 玖珂地域における公共施設アクションプログラム

玖珂エリア

令和6年3月

## 1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

## 2. 玖珂地域の概況

### (1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
玖珂小	39	5,145	10,367人	1,190人 (11.5%)	5,670人 (54.7%)	3,507人 (33.8%)

### (2) 施設の設置状況

玖珂地域の公共施設は、66施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	玖珂	玖珂大田コミュニティセンター	—	W	2003	283.83	○	—	継続	検討	18
2	市民文化系施設	集会所	玖珂	玖珂北部コミュニティセンター	—	W	1998	314.32	○	—	継続	検討	18
3	市民文化系施設	集会所	玖珂	玖珂柳井田コミュニティセンター	—	W	2005	322.24	○	土	継続	検討	18
4	市民文化系施設	集会所	玖珂	玖珂台の橋集会所	—	W	1975	68.00	旧	—	移転	廃止協議	18
5	市民文化系施設	集会所	玖珂	玖珂東部コミュニティセンター	—	W	1993	249.76	○	土	継続	検討	18
6	市民文化系施設	集会所	玖珂	玖珂野口コミュニティセンター	—	W	2000	317.65	○	土	継続	検討	18
7	市民文化系施設	集会所	玖珂	玖珂中央コミュニティセンター	○	玖珂支所併設			○	—	継続	維持(長寿)	19
8	市民文化系施設	その他市民文化系施設	玖珂	玖珂いきいきハウス	—	S	1995	203.14	○	—	継続	維持(修繕)	61
9	市民文化系施設	その他市民文化系施設	玖珂	玖珂こどもの館	—	RC	1995	2,172.93	○	—	継続	維持(長寿)	61
10	社会教育系施設	図書館	玖珂	玖珂図書館(分館)	○	玖珂支所併設			○	—	継続	維持(長寿)	75
11	社会教育系施設	その他社会教育系施設	玖珂	玖珂あいあいセンター	—	RC	1991	802.94	○	—	継続	維持(長寿)	82
12	スポーツ・レクリエーション系施設	運動公園	玖珂	玖珂総合公園	—	RC	2005	1,132.57	○	—	継続	維持(長寿)	85
13	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館	玖珂	玖珂体育センター	—	SRC	1977	1,685.66	旧	—	継続	検討	87
14	スポーツ・レクリエーション系施設	プール	玖珂	岩国市営玖珂プール(ポンプ室を含む。)	—	W	1987	83.95	○	—	移転	廃止	89
15	スポーツ・レクリエーション系施設	プール	玖珂	玖珂中央プール	—	W	1980	131.54	旧	—	移転	廃止	89
16	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	玖珂	玖珂グラウンド(多目的トイレ等)	—	RC	2012	61.76	○	—	継続	維持(修繕)	93

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域			
17	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	玖珂	玖珂中央グラウンド(倉庫等)	—	CB	1979	85.86	旧	—	継続	維持(修繕)	93
18	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	玖珂	鞍掛山展望台	—	W	1988	20.00	○	—	継続	維持(修繕)	116
19	学校教育系施設	小学校	玖珂	玖珂小学校	○	RC	2017	9,297.22	○	—	継続	維持(長寿)	159
20	学校教育系施設	中学校	玖珂	玖珂中学校	—	SRC	1985	8,792.07	○	—	継続	検討	174
21	保健・福祉施設	保健センター	玖珂	岩国市玖珂保健センター	○	玖珂支所併設			○	—	継続	維持(長寿)	186
22	保健・福祉施設	介護福祉施設	玖珂	玖珂ふれあいデイサービスセンター	—	S	1999	96.45	○	—	廃止	検討	191
23	保健・福祉施設	高齢者生きがい活動施設	玖珂	玖珂はつらつハウス	—	S	2003	360.00	○	—	継続	維持(長寿)	198
24	保健・福祉施設	高齢者保健福祉施設	玖珂	玖珂リハビリセンター	—	S	2000	122.81	○	—	転用	検討	202
25	子育て支援施設	幼稚園	玖珂	玖珂幼稚園	—	RC	1972	1,036.46	○	—	廃止,検討	検討	218
26	子育て支援施設	放課後児童教室	玖珂	玖珂放課後児童教室	—	LGS	2005	232.61	○	—	継続	維持(長寿)	228
	子育て支援施設	放課後児童教室			○	玖珂小学校併設		○	—	継続	維持(長寿)	228	
27	行政系施設	総合支所等	玖珂	玖珂支所	○	S	2020	4,122.91	○	—	継続	維持(長寿)	244
28	行政系施設	消防団車庫等	玖珂	玖珂第1分団消防器庫	—	W	1984	128.31	○	土	継続	維持(修繕),検討	260
29	行政系施設	消防団車庫等	玖珂	玖珂第3分団消防器庫	—	S	1979	23.34	旧	—	継続	維持(修繕),検討	260
30	行政系施設	消防団車庫等	玖珂	玖珂第4分団消防器庫	—	W	1992	22.20	○	—	継続	維持(修繕),検討	260
31	行政系施設	消防団車庫等	玖珂	玖珂方面隊第5分団消防車庫	—	W	2020	57.96	○	—	継続	維持(修繕),検討	260
32	行政系施設	消防団車庫等	玖珂	玖珂方面隊消防車庫	—	S	2020	474.98	○	—	継続	維持(修繕),検討	260
33	行政系施設	その他行政系施設	玖珂	文化財収納庫	—	W	1974	70.00	旧	—	継続	検討	274
34	行政系施設	その他行政系施設	玖珂	生活交通バス車庫	—	LGS	2000	100.00	○	—	継続	維持(修繕)	274
35	行政系施設	その他行政系施設	玖珂	玖珂不燃物処理場	—	S	1978	108.00	旧	—	継続	維持(修繕)	274
36	行政系施設	その他行政系施設	玖珂	玖珂駅待合室	—	W	1934	81.00	旧	—	継続	維持(修繕),検討	274
37	行政系施設	その他行政系施設	玖珂	欽明路駅待合室	—	W	2006	10.80	○	土	継続	維持(改修)	274
38	公営住宅	公営住宅	玖珂	玖珂鞍掛住宅	—	CB	1973	787.60	旧	土	移転	廃止,検討	290
39	公営住宅	公営住宅	玖珂	玖珂久安団地	—	RC	1991	1,548.66	○	—	継続	維持(長寿)	290
40	公営住宅	公営住宅	玖珂	玖珂市成住宅	—	W	1984	102.00	○	—	移転	廃止,検討	290
41	公営住宅	公営住宅	玖珂	玖珂鹿田住宅	—	W	1971	1,088.00	旧	—	継続	建替	291
42	公営住宅	公営住宅	玖珂	玖珂植山団地	—	RC	1995	974.22	○	—	継続	維持(長寿)	291
43	公営住宅	公営住宅	玖珂	玖珂正森団地	—	RC	1999	1,556.30	○	—	継続	維持(長寿)	291
44	公営住宅	公営住宅	玖珂	玖珂打上住宅	—	W	1982	390.00	○	—	移転	廃止,検討	291
45	公営住宅	公営住宅	玖珂	玖珂台の橋住宅	—	CB	1973	1,335.60	旧	—	移転	廃止,検討	291
46	公営住宅	特定公共賃貸住宅	玖珂	玖珂植山団地(特公賃)	—	RC	1995	816.70	○	—	継続	維持(長寿)	305
47	その他	普通財産集会所	玖珂	玖珂阿山集会所	—	W	不明	75.31	旧	—	移転	廃止,協議	330
48	その他	普通財産集会所	玖珂	玖珂阿山北集会所	—	W	1966	36.40	旧	—	移転	廃止,協議	330
49	その他	普通財産集会所	玖珂	玖珂上谷集会所	—	W	1991	65.83	○	土	継続	譲渡,協議	330
50	その他	普通財産集会所	玖珂	玖珂瀬田上自治会館	—	W	1996	100.72	○	洪	継続	譲渡,協議	330
51	その他	普通財産集会所	玖珂	玖珂野口上公会堂	—	W	2002	179.70	○	—	継続	譲渡,協議	330
52	その他	普通財産集会所	玖珂	玖珂新市2区集会所	—	W	1966	36.40	旧	—	移転	廃止,協議	330
53	その他	公衆便所	玖珂	玖珂阿山下公衆トイレ	—	S	2001	4.54	○	—	継続	維持(修繕)	354
54	その他	公衆便所	玖珂	玖珂駅横公衆トイレ	—	W	1997	19.20	○	—	継続	維持(修繕)	354
55	その他	倉庫	玖珂	玖珂陶芸窯倉庫	—	S	1995	28.35	○	—	継続	維持(修繕)	367

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域			
56	その他	倉庫	玖珂	玖珂新町集会所倉庫	-	LGS	1999	21.17	○	-	廃止	譲渡,協議	367
57	その他	倉庫	玖珂	旧保健所倉庫	-	W	不明	8.24	旧	-	廃止	廃止,協議	368
58	その他	斎場	玖珂	玖珂斎場	-	SRC	2005	898.53	○	-	継続	維持(長寿)	374
59	その他	駐車場・駐輪場	玖珂	玖珂駅前自転車専用駐車場	-	S	1990	370.56	○	-	継続	維持(修繕)	377
60	その他	その他の施設	玖珂	地域活性化施設「逸品館」	-	W	不明	156.50	旧	-	-	譲渡,協議	388
61	その他	その他の施設	玖珂	欽明路売店	-	S	1978	97.98	旧	土	-	廃止,協議	388
62	遊休資産	遊休資産	玖珂	玖珂対藤住宅	-	W	1995	41.74	○	-	-	検討	395
63	遊休資産	遊休資産	玖珂	玖珂総合センター	○	RC	1982	978.01	○	-	-	検討	395
64	遊休資産	遊休資産	玖珂	旧岩国市玖珂保健センター	○	RC	1982	701.02	○	-	-	検討	395
65	遊休資産	遊休資産	玖珂	旧玖珂図書館(分館)	○	RC	1982	366.55	○	-	-	検討	395
66	遊休資産	遊休資産	玖珂	旧玖珂福祉センター	○	RC	1982	589.18	○	-	-	検討	395

### (3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
大田地区	玖珂大田コミュニティセンター	4	609世帯	1,262人
北部地区	玖珂北部コミュニティセンター	9	1,635世帯	3,405人
柳井田地区	玖珂柳井田コミュニティセンター	4	262世帯	487人
東部地区	玖珂東部コミュニティセンター	3	199世帯	319人
野口地区	玖珂野口コミュニティセンター	5	670世帯	1,405人
中央地区	玖珂中央コミュニティセンター	14	1,770世帯	3,489人

\* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。

## 3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

### (1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、集会所が1. 玖珂大田コミュニティセンター、2. 玖珂北部コミュニティセンター、3. 玖珂柳井田コミュニティセンター、4. 玖珂台の橋集会所、5. 玖珂東部コミュニティセンター、6. 玖珂野口コミュニティセンター、7. 玖珂中央コミュニティセンターの7施設、普通財産集会所が47. 玖珂阿山集会所、48. 玖珂阿山北集会所、49. 玖珂上谷集会所、50. 玖珂瀬田上自治会館、51. 玖珂野口上公会堂、52. 玖珂新市2区集会所の6施設、合わせて13施設を設置しています。

#### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を地域住民が自主的な活

動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。

- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

## イ 個別施設計画での方向性

1. 玖珂大田コミュニティセンター、2. 玖珂北部コミュニティセンター、
3. 玖珂柳井田コミュニティセンター、5. 玖珂東部コミュニティセンター、
6. 玖珂野口コミュニティセンター

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設としての位置付けを含め、施設の在り方について検討を行う。

### 4. 玖珂台の橋集会所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

### 7. 玖珂中央コミュニティセンター

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設として位置づけることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

### 47. 玖珂阿山集会所

建築年度が不明で、現地調査の結果、老朽化が激しく、安全性が危惧されることから廃止について地域自治会と協議する。

### 48. 玖珂阿山北集会所、52. 玖珂新市2区集会所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

### 49. 玖珂上谷集会所、50. 玖珂瀬田上自治会館、51. 玖珂野口上公会堂

耐震基準を満たしており、地域に無償で貸付け、管理運営費を含めて地域が管理運営していることから、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止する。

## ウ アクシヨンプログラム

1. 玖珂大田コミュニティセンター、2. 玖珂北部コミュニティセンター、
3. 玖珂柳井田コミュニティセンター、5. 玖珂東部コミュニティセンター、
6. 玖珂野口コミュニティセンター

玖珂大田コミュニティセンターを大田地区の地域づくり拠点施設とします。施設は、2003年に建設し、建築から20年経過しています。生涯学習団体や市民活動グループなどによるカラオケ教室や日本舞踊などに使用され、諸室の平均稼働率は6.0%で、年間約2,500人が利用しています。

玖珂北部コミュニティセンターを北部地区の地域づくり拠点施設とします。施設は、1998年に建設し、建築から25年経過しています。生涯学習団体や市民活動グループなどによる日本舞踊やちぎり絵教室などに使用され、諸室の平均稼働率は8.0%で、年間約2,500人が利用しています。

玖珂柳井田コミュニティセンターを柳井田地区の地域づくり拠点施設とします。施設は、2005年に建設し、建築から18年経過しています。生涯学習団体や市民活動グループなどによる日本舞踊やエアロビクス教室などに使用され、諸室の平均稼働率は6.1%で、年間約1,700人が利用しています。

玖珂東部コミュニティセンターを東部地区の地域づくり拠点施設とします。施設は、1993年に建設し、建築から30年経過しています。市民活動グループなどによる地域のまつりや自主防災活動などに使用され、諸室の平均稼働率は1.1%で、年間約600人が利用しています。

玖珂野口コミュニティセンターを野口地区の地域づくり拠点施設とします。施設は、2000年に建設し、建築から23年経過しています。生涯学習団体や市民活動グループなどによる日本舞踊やボランティア活動などに使用され、諸室の平均稼働率は9.0%で、年間約6,800人が利用しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、地域づくり拠点施設として位置付けることから、保全計画（令和7年度に策定予定。以下同じ。）に基づき、計画的に改修を行い継続使用します。

管理運営は市が直営（委託）で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法について令和7年度までに検討します。

## **7. 玖珂中央コミュニティセンター**

中央地区の地域づくり拠点施設とします。玖珂支所、玖珂図書館、玖珂保健センターとの複合施設で、2020年に新耐震基準で建設し、建築から3年経過しています。市民活動グループによるサークル活動やボランティア活動のほか、各種講演会や生涯学習団体の発表会の開催などに使用され、令和3年度の諸室の平均稼働率は1.6%～37.3%で、年間約15,000人が利用しています。

地域づくり拠点施設として位置付けることから、保全計画に基づき、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法について令和7年度までに検討します。

## **49. 玖珂上谷集会所、50. 玖珂瀬田上自治会館、51. 玖珂野口上公会堂**

玖珂上谷集会所は、1991年に建設し、建築から32年経過しています。

玖珂瀬田上自治会館は、1996年に建設し、建築から27年経過しています。

玖珂野口上公会堂は、2002年に建設し、建築から21年経過しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していることから地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

## **4. 玖珂台の橋集会所、47. 玖珂阿山集会所、48. 玖珂阿山北集会所、52. 玖珂新市2区集会所**

玖珂台の橋集会所は、1975年に建設し、建築から48年経過しています。

玖珂阿山集会所は、建設年次が不明です。

玖珂阿山北集会所と玖珂新市2区集会所は、1966年に建設し、建築から57年経過しています。

玖珂台の橋集会所は市が直営で、玖珂阿山北集会所、玖珂新市2区集会所、玖珂阿山集会所は地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営を行っていますが、いずれの施設も旧耐震基準で建設し、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに地元自治会と廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

## (2) その他市民文化系施設

その他市民文化系施設として、8. 玖珂いきいきハウス、9. 玖珂こどもの館の2施設を設置しています。

### ア 基本方針

なし

### イ 個別施設計画での方向性

#### 8. 玖珂いきいきハウス

市民の陶芸、絵画、芸術活動の場として、機能を継続する。建物は、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

#### 9. 玖珂こどもの館

生涯学習や子育て支援の施策を行う場所として、機能を継続する。建物は、耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行って長寿命化を図る。ホールについては、周辺に類似の機能を持った施設が設置されていることから在り方を検討する。

### ウ アクシオンプログラム

#### 8. 玖珂いきいきハウス

1995年に新耐震基準で建設し、建築から28年経過しています。作業室・倉庫で構成し、市民の陶芸などの活動に利用されていることから機能は継続しますが、周辺施設の方向性を踏まえ、令和7年度までに施設の在り方について検討します。

#### 9. 玖珂こどもの館

1995年に新耐震基準で建設し、建築から28年経過しています。会議室やプレイルーム（武道場）、ホール、図書コーナーなどで構成し、英会話や体操教室などが行われ、乳幼児から小学生までに利用され、子育て支援の一環としても機能していることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。また、諸室の利用実態に鑑み、さらに有効活用を図るため、民間活力の活用を含め、管理運営の在り方について令和7年度までに検討します。

## (3) 図書館

図書館として、10. 玖珂図書館（分館）を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は75・76ページを参照）

#### 【機能】

図書館は、これまでの資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、新たに、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援や情報提供の役割が求められていることから、機能を継続します。

#### 【施設】

これまでの資料・情報の提供（貸出し）中心の運営に対し、近年は、様々な図書館サービスを図書館の中で長時間楽しむ滞在型の利用者が増加している一方、インターネットによる蔵書等の検索・予約サービスの実施など、在宅での利用環境の整備も進んでいること、また、地域課題の解決に必要な情報などの提供をする役割が重要になってきたことを踏まえ、地域づくり拠点施設と位置付ける公民館施設との連携が必要なことから、施設の在り方、配置の在り方について検討します。

#### 【管理運営】

公立図書館の役割を明確にした上で、効果的・効率的な管理運営を図るため、民間活力を活用した管理運営の手法について検討します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 10. 玖珂図書館（分館）

耐震基準を満たしており、地域課題解決の役割を果たす図書館として継続利用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

## ウ アクシヨンプログラム

### 10. 玖珂図書館（分館）

玖珂中央コミュニティセンターや玖珂支所等との複合施設で、2020年に新耐震基準で建設し、建築から3年経過しています。資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援の役割を担うことから、機能を継続します。施設は、併設する玖珂中央コミュニティセンター地域づくり拠点施設として位置づけられていることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

玖珂図書館をはじめ岩国市の図書館の管理運営については、市が直営で行っていることから、民間活力の活用を含め、効果的・効率的な管理運営手法について令和7年度までに検討します。

## (4) その他社会教育系施設

その他社会教育系施設として、11. 玖珂あいあいセンターを設置しています。

### ア 基本方針

なし

## イ 個別施設計画での方向性

### 11. 玖珂あいあいセンター

市民の健康増進、科学知識の普及及び文化の向上に資するため、機能を継続する。建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

## ウ アクシヨンプログラム

### 11. 玖珂あいあいセンター

1991年に新耐震基準で建設し、建築から32年経過しています。トレーニングルーム利用の個人や自主活動グループによる健康づくりなど様々な活動に利用されており、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は指定管理者が行っており、自主事業収入もあることから業務仕様書の要求水準の内容を精査し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

## (5) スポーツ施設

スポーツ施設として、12. 玖珂総合公園、13. 玖珂体育センター、14. 岩国市営玖珂プール（ポンプ室を含む。）、15. 玖珂中央プール、16. 玖珂グラウンド（多目的トイレ等）、17. 玖珂中央グラウンド（倉庫等）の6施設を設置しています。このほか、学校開放の体育館等を2施設、多目的ホール機能をもつ施設を7施設設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

#### 【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

## 【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等（※1）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※2）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

プールについては、利用実態を精査し、学校プールの利活用を含む今後の在り方について検討します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

## 【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※1 学校開放の体育館等（各施設の詳細は、(7)小学校 (8)中学校を参照）

施設名	方向性
玖珂小学校	維持（長寿）
玖珂中学校	維持（長寿）

※2 多目的ホール機能をもつ施設（各施設の詳細は、(1)集会系施設、(2)その他市民文化系施設、(4)その他社会教育系施設、(11)高齢者生きがい活動施設を参照）

施設名	方向性
玖珂中央コミュニティセンター	維持（長寿）
玖珂北部コミュニティセンター	維持（改修）
玖珂大田コミュニティセンター	維持（改修）
玖珂柳井田コミュニティセンター	維持（改修）
玖珂こどもの館	維持（長寿）
玖珂あいあいセンター	維持（長寿）
玖珂はつらっハウス	維持（長寿）

## イ 個別施設計画での方向性

### 12. 玖珂総合公園

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

### 13. 玖珂体育センター

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、耐震改修など大規模改修を含めて今後の在り方を検討する。

### 14. 岩国市営玖珂プール（ポンプ室を含む）

市民の健康増進と体育・スポーツの振興に資するため、玖珂小学校プールを活用し、機能を移転する。建物は、耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいることから、廃止（除却）する。

### 15. 玖珂中央プール

市民の健康増進と体育・スポーツの振興に資するため、玖珂小学校プールを活用し、機能を移転する。建物は、旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、廃止（除却）する。

#### 16. 玖珂グラウンド（多目的トイレ等）

施設（附属施設を含む。）は、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

#### 17. 玖珂中央グラウンド（倉庫等）

附属施設は旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいるものの、グラウンドと一体的に管理する必要があることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

### ウ アクシオンプログラム

#### 12. 玖珂総合公園

玖珂総合公園は、グラウンドゴルフ場や多目的グラウンド、研修棟、人工芝グラウンドなどを設置しています。主な施設の建築年次や経過年数は次のとおりで、いずれも新耐震基準で建設し、建築から14年～18年経過しています。年間5万人を超える利用があり、スポーツ・レクリエーション活動の場となっており、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は玖珂体育センターを含め指定管理者が行っており、自主事業収入もあることから、業務仕様書の要求水準の内容を精査し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

施設名	建築年・経過年数等	施設名	建築年・経過年数等
①研修棟	2007年、16年経過	②人工芝グラウンド管理棟	2009年、14年経過

#### 13. 玖珂体育センター

1977年に旧耐震基準で建設し、建築から46年経過し老朽化が顕著となっており、令和5～6年度に耐震改修・大規模改修工事を予定しています。今後も、玖珂地域の地域体育館として保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。

#### 14. 岩国市営玖珂プール（ポンプ室を含む。）

25メートルプール、50メートルプールなどで構成しています。1987年に建設し、建築から36年経過しています。平成30年7月豪雨災害に伴い閉鎖しており、プールの機能を玖珂小学校のプールに移転していることから、令和7年度までに当プールの廃止について協議・検討します。附属施設の事務所等は、同年に新耐震基準で建設しており、施設の在り方について検討に合わせて対応します。

#### 15. 玖珂中央プール

旧玖珂中央小学校のプールを転用した施設で、1980年に建設し、建築から43年経過しています。附属施設の管理棟は1980年に旧耐震基準で、更衣室棟は1992年に新耐震基準で建設し、建築から43年、31年経過しています。機能は既に廃止していることから、除却時期を調整します。

#### 16. 玖珂グラウンド（多目的トイレ等）

グラウンドは市民の身近な運動施設として基本的に継続します。附属施設（トイレ・倉庫）は、2012年に新耐震基準で建設し、建築から11年経過しています。グラウンド利用者の利便性と公衆衛生の確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。

#### 17. 玖珂中央グラウンド（倉庫等）

旧玖珂中央小学校のグラウンドで、市民の身近な運動施設として基本的に継続します。附属施設（倉庫、トイレ）は、1979年に旧耐震基準で建設し、建築から44年経過しています。グラウンド利用者の利便性と公衆衛生の確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。

## (6) キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設

キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設として、18. 鞍掛山展望台を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 121 ページを参照）

#### 【機能】

本市の豊かな自然環境を保全活用し、地域内外の交流と地域の活性化の場となっていることから基本的に継続するものの、民間の類似施設も含めた立地状況を視野に入れながら、キャンプ場等の配置の在り方について検討します。

#### 【建物】

キャンプ場施設は、必要な修繕を行って維持し、キャンプ場等の配置の在り方を検討する中で、施設の改修等の在り方についても検討します。

指定管理者が創意工夫により安定した運営を行っている施設については、市の役割を明確にした上で、指定管理者への譲渡について協議します。

#### 【管理運営等】

引き続き指定管理者制度により管理運営を行う施設については、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 18. 鞍掛山展望台

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいる。玖珂地域の観光拠点の一つであり、当面は必要な修繕等を行い継続利用する。改修が必要となった段階で、在り方について検討する。

### ウ アクシヨンプログラム

#### 18. 鞍掛山展望台

鞍掛城跡地の展望施設で、1988年に新耐震基準で建設し、建築から35年経過しています。施設利用者の利便性の確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。

## (7) 小学校 (8) 中学校

小学校として19. 玖珂小学校を、中学校として20. 玖珂中学校を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165・177 ページを参照）

#### 【機能】

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

#### 【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

### イ 個別施設計画での方向性

## 19. 玖珂小学校

耐震基準を満たし、建築から 40 年未満の施設であり、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

## 20. 玖珂中学校

岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正規模適正配置について、小学校との一貫整備を含め検討・協議する。建築後 45 年未満の施設であることから、検討・協議結果により、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修を行うか、適正規模での建て替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

## ウ アクションプログラム

### 19. 玖珂小学校、20. 玖珂中学校

玖珂小学校の校舎は 2017 年に、体育館は 1992 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 6 年、31 年経過しています。

玖珂中学校の校舎は 1984 年と 1985 年に、体育館と格技場は 1986 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 39 年～37 年経過しています。

いずれも、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、学校施設として維持することから、各学校の校舎、体育館ともに「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

なお、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和 7 年度までに検討します。

## (9) 保健センター

保健センターとして、21. 岩国市玖珂保健センターを設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 187 ページを参照）

#### 【総論】

広範な岩国市において、健康増進の拠点となる保健センター機能は、旧自治体単位で必要なものの、これまで保健センターで実施してきた健康診査や予防接種等は、地域の医療機関や他の公共施設で実施するなど、事業手法の変更も可能なことから、保健センターの機能や配置の在り方、保健師等の業務の在り方について抜本的に見直し、2か所の拠点保健センター（岩国市保健センター、岩国市美川保健センター）を中心に機能の再編を行います。

その上で、健康診査や相談等の事業展開について、地域の既存施設等を活用し、保健師等を必要に応じて配置・派遣する方法（アウトリーチ法）を含め、事業の実施方法について検討します。

#### 【建物】

施設については、老朽化の状況や利用実態を踏まえ、機能の統合を図りながら、拠点化施設については計画的な改修を行い継続使用する一方、その他の施設については、複合化・多機能化を進め、有効活用を図ります。

#### 【管理運営等】

管理運営については、当面は直営を維持しますが、複合化・多目的化に合わせて、管理運営方法や開館日・開館時間の見直し、減額・免除規定の見直しを含む受益者負担適正化に取り組みます。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 21. 岩国市玖珂保健センター

耐震基準を満たしており、市民の健康づくりや保健衛生施策のため継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

## ウ アクシヨンプログラム

### 21. 岩国市玖珂保健センター

玖珂中央コミュニティセンターや玖珂支所等との複合施設で、2020年に新耐震基準で建設し、建築から3年経過しています。支所の会議室や多目的ホールを利用して、集団検診や育児相談を行っており、年間約5,000人が利用しています。

併設する玖珂中央コミュニティセンター地域づくり拠点施設として位置づけられていることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は、拠点保健センターへの機能集約と事業実施方法の見直しを行いつつ、現行どおりとします。

## (10) 介護福祉施設

介護福祉施設として、22. 玖珂ふれあいデイサービスセンターを設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は191・192ページを参照）

#### 【機能】【建物】

要介護者の生活を支える上で必要な機能であるものの、平成12年の介護保険制度の創設により、民間事業者が介護事業収入と利用者負担金収入を得て自立した経営が可能なことから、行政の役割を明確にした上で、補助金等適正化法との関係を整理し、民間事業者への譲渡を進めます。

施設の改修・改築については、譲渡の協議結果に基づき、支援の在り方を関係者と調整します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 22. 玖珂ふれあいデイサービスセンター

機能は利用実態に照らし、廃止する。耐震基準を満たしており、補助金等適正化法との関係を整理した上で、今後の在り方について検討する。

## ウ アクシヨンプログラム

### 22. 玖珂ふれあいデイサービスセンター

介護保険関連サービス事業に基づくデイサービス事業を実施する施設として1999年に新耐震基準で建設し、建築から24年経過しています。民間事業者のデイサービス事業への進出により利用者が減少したことから令和2年に廃止しています。

令和7年度までに、公的利用や地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却や民間活力のサウンディング型市場調査を実施し、施設の有効活用を検討します。

## (11) 高齢者生きがい活動施設

高齢者生きがい活動施設として、23. 玖珂はつらつハウスを設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は199ページを参照）

#### 【機能】【施設】

高齢者の生きがい活動等に使用されている施設については基本的に継続する。ただし、利用実態が地域の集会所としても活用されるなど地域に密着している施設については、耐震基準を満たし、当分の間、使用が可能なことから、地元への譲渡について協議します。

地元へ譲受けの意向がない場合は、必要な修繕を行い継続使用し、改修が必要となった段階で廃止について協議します。

施設の譲渡に当たっての施設の改修に対する支援の仕組みを検討します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 23. 玖珂はつつハウス

高齢者の健康づくり、いきがい活動の場として継続する。耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

## ウ アクシヨンプログラム

### 23. 玖珂はつつハウス

J R玖珂駅に隣接して 2003 年に新耐震基準で建設し、建築から 20 年経過しています。地域の老人クラブ等の団体によるいきがい活動の場として利用されており、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

## (12) 高齢者保健福祉施設

高齢者保健福祉施設として、24. 玖珂リハビリセンターを設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 202・203 ページを参照）

#### 【機能】【施設】【管理運営】

経済的、環境的な要因から在宅での生活が困難な高齢者の方の居住の場を提供する養護老人ホームの機能は今後も必要ですが、施設の経営は、入所者の決定と費用負担は措置制度により市が行い、施設の設置・管理運営については民間事業者でも可能なこと、施設の老朽化が顕著なことから、他の施設への機能移転若しくは施設の譲渡又は社会福祉法人等の民間事業者による建て替えなど施設の在り方について検討します。

また、国からの通知に基づき中山間地域に居住する高齢等の不安を解消するために居住機能等を提供する生活支援ハウスについては、引き続き地方自治体の役割とされていることから機能は継続し、利用者の決定や費用負担は市が行い、施設の設置・管理運営については民間事業者でも可能なことから、施設の譲渡を含め、管理運営の在り方について検討します。

玖珂リハビリセンターについては、現在の利用実態、高齢者対応等の機能回復訓練事業者への民間の参入動向を勘案して機能を転用し、施設の活用方法について検討します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 24. 玖珂リハビリセンター

高齢者の心身機能の維持・回復のための機能訓練は必要なものの、介護保険制度のもと、機能回復訓練施設を実施する民間事業者の参入が進んでいること、当施設での利用実態に鑑み、他の用途への転用を進め、活用方法について検討する。

## ウ アクシヨンプログラム

### 24. 玖珂リハビリセンター

2000 年に新耐震基準で建設し、建築から 23 年経過しています。機能回復訓練を目的に設置しましたが、現在は民間事業者による介護予防教室などで年間 30 回程度使用されています。

令和 7 年度までに公的利用や地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却や民間活力のサウンディング型市場調査を実施し、施設の有効活用を検討します。

## (13) 幼稚園

幼稚園として、25. 玖珂幼稚園を設置しています。なお、民間の認定こども園が 1 施設設置されています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 218 ページを参照）

#### 【機能】【施設】【管理運営】

幼児教育に対する一定のニーズがあるものの、定員に対して在籍園児数が下回っており、認定こども園への移行や民営化（施設の民間移管等）を含め、幼稚園の在り方について検討します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 25. 玖珂幼稚園

周辺にある幼稚園型認定こども園において、幼児教育が行われていることから、今後の幼児教育のニーズを精査し、廃止を含め、今後の在り方について検討する。建物は、耐震基準を満たしているものの、老朽化が顕著になっていることから、上記の検討結果に基づき対応を検討する。

## ウ アクションプログラム

### 25. 玖珂幼稚園

1972年に旧耐震基準で建設し、建築から51年経過しています。耐震診断の結果、耐震基準は満たしているものの、老朽化が顕著となっていること、周辺には幼稚園型認定こども園も設置されていることから、令和7年度までに廃止を含め今後の在り方について検討します。

## (14) 放課後児童教室

放課後児童教室として、26. 玖珂放課後児童教室を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

#### 【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

#### 【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

#### 【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 26. 玖珂放課後児童教室

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。学校併設部分については、学校の改修等に合わせ対応する。

## ウ アクションプログラム

### 26. 玖珂放課後児童教室

専用施設と学校内専用スペースを使用して設置しています。このうち専用施設は、2005年に新耐震基準で建設し、建築から18年経過しています。子育て支援の一環として必要な修繕を行い継続使用します。学校施設内に開室している児童教室は、玖珂小学校の改修計画に合わせて対応します。

## (15) 総合支所等

総合支所等として、27. 玖珂支所を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は245ページを参照）

#### 【機能】

地域の行政サービスを提供し、住民の利便性の確保と、サービス向上の観点から、また、地域防災の中核機能を担う観点から、さらには、地域協働活動の支援の場としての役割を担っていることから今後も機能を継続します。

#### 【建物】

老朽化が顕著な由宇総合支所庁舎と美和総合支所庁舎については、他の施設との複合化を含め適切な規模での建て替えについて検討します。他の施設については耐震基準を満たし、建設後45年未満であることから計画的な改修を行い長寿命化を図ります。

#### 【管理運営】

総合支所等における行政事務執行機能については、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討結果に基づき、総合支所等の窓口業務の在り方について検討します。

また、施設や設備の維持管理・保守点検業務などの包括的民間委託の活用を検討します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 27. 玖珂支所

耐震基準を満たしており、継続使用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

### ウ アクシオンプログラム

#### 27. 玖珂支所

玖珂中央コミュニティセンター等との複合施設で、2020年に新耐震基準で建設し、建築から3年経過しています。地域の行政サービスの拠点として、また、地域防災の中核機能を担うこと、また、併設する玖珂中央コミュニティセンターが、地域づくり拠点施設として位置づけられていることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、支所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

### (16) 消防団車庫等

消防団車庫等として、28. 玖珂第1分団消防器庫、29. 玖珂第3分団消防器庫、30. 玖珂第4分団消防器庫、31. 玖珂方面隊第5分団消防車庫、32. 玖珂方面隊消防車庫の6施設を設置しています。

#### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

#### 【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 28. 玖珂第1分団消防器庫、29. 玖珂第3分団消防器庫、30. 玖珂第4分団消防器庫、 31. 玖珂方面隊第5分団消防車庫、32. 玖珂方面隊消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

### ウ アクシオンプログラム

#### 28. 玖珂第1分団消防器庫、29. 玖珂第3分団消防器庫、30. 玖珂第4分団消防器庫、

### 31. 玖珂方面隊第5分団消防車庫、32. 玖珂方面隊消防車庫

玖珂第3分団消防器庫は旧耐震基準で、それ以外は新耐震基準で建設し、建築から3年～44年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和8年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

## (17) その他行政系施設

その他行政系施設として、33. 文化財収納庫、34. 生活交通バス車庫、35. 玖珂不燃物処理場、36. 玖珂駅待合室、37. 欽明路駅待合室の5施設を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は276・277ページを参照）

#### 【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 33. 文化財収納庫

旧耐震基準の施設であり、老朽化が顕著になっている。市全体の文化財の保存計画を検討する中で、在り方について検討する。

#### 34. 生活交通バス車庫

生活交通バス関連施設として必要であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。車庫全体の在り方について検討する。

#### 35. 玖珂不燃物処理場

市内から発生した不燃ごみの埋め立て処分場等の施設であり、埋め立て業務は終了しても今後とも水質検査や浸出水の処理等の業務を継続する必要があることから、必要な修繕等を行い当面の間維持する。

#### 36. 玖珂駅待合室

旧耐震基準の建物であり、老朽化が顕著になっている。駅利用者にとって必要な施設であることから、必要な修繕等を行い継続利用し、今後の在り方について検討する。

#### 37. 欽明路駅待合室

耐震基準を満たしており、駅利用者にとって必要な施設であることから、必要な改修等を行い継続利用する。

### ウ アクシヨンプログラム

#### 33. 文化財収納庫

民具を中心に文化財を収納・保存している施設で、1974年に旧耐震基準で建設し、建築から49年経過しています。令和7年度までに保存・展示資料の整理を行い、施設の在り方について検討します。

#### 34. 生活交通バス車庫

2000年に新耐震基準で建設し、建築から23年経過しています。生活交通バス関連施設として必要な修繕等を行い継続使用します。令和7年度までに車庫全体の在り方について検討します。

### 35. 玖珂不燃物処理場

玖珂地域から排出された不燃物ごみの埋立て施設で、1978年に旧耐震基準で建設し、建築から45年経過しています。令和7年度までに埋立て終了に向けた手続を行い、令和10年度以降の廃止に向けて調整を行います。

### 36. 玖珂駅待合室

1934年に旧耐震基準で建設し、建築から89年経過しています。JR玖珂駅利用者の利便性を確保するため当面必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに施設の在り方について検討します。

### 37. 欽明路駅待合室

2006年に新耐震基準で建設し、建築から17年経過しています。JR欽明路駅利用者の利便性を確保するため必要な修繕等を行い継続使用します。

## (18) 公営住宅

公営住宅として、38. 玖珂鞍掛住宅、39. 玖珂久安団地、40. 玖珂市成住宅、41. 玖珂鹿田住宅、42. 玖珂植山団地、43. 玖珂正森団地、44. 玖珂打上住宅、45. 玖珂台の橋住宅の8施設を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は295・296ページを参照）

#### 【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

#### 【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

#### 【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 39. 玖珂久安団地、42. 玖珂植山団地、43. 玖珂正森団地

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

#### 41. 玖珂鹿田住宅

耐震基準を満たしていない建物もあり、老朽化が顕著なことから、建て替えを行う。

#### 38. 玖珂鞍掛住宅（第1）（第2）、40. 玖珂市成住宅、44. 玖珂打上住宅、45. 玖珂台の橋住宅

旧耐震基準の建物もあり、老朽化が進んでいることから住生活基本計画及び次期長寿命化計画改定の中で、建て替えを含め今後の在り方について検討を行いつつ、移転について協議し、現在の入居者が退去した段階で廃止する。

## ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による玖珂地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は137戸で、将来（令和32年）の必要戸数を90戸としています。

必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

なお、統合・建て替えや用途廃止により必要な管理戸数を下回る場合は、民間賃貸住宅の活用を図り必要管理戸数を確保します。

### 38. 玖珂鞍掛住宅（第2）

1988年に新耐震基準で建設し、建築から35年経過し、管理戸数8戸のうち7戸に入居しています。

当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

### 40. 玖珂市成住宅、44. 玖珂打上住宅

玖珂市成住宅は、1984年の建設で、建築から39年経過し、管理戸数3戸のうち1戸に入居しています。

玖珂打上住宅は、1982年の建設で、建築から41年経過し、管理戸数6戸のうち4戸に入居しています。

いずれの施設も、新耐震基準で建設しているものの、老朽化が進んでいることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

### 38. 玖珂鞍掛住宅（第1）、45. 玖珂台の橋住宅

玖珂鞍掛住宅は、1974年の建設で、建築から49年経過し、管理戸数6戸のうち2戸に入居しています。

玖珂台の橋住宅は、1973年の建設で、建築から50年経過し、管理戸数40戸のうち23戸に入居しています。

いずれの施設も旧耐震基準で建設し、簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

### 39. 玖珂久安団地、42. 玖珂植山団地、43. 玖珂正森団地

玖珂久安団地は、1991年の建設で、建築から32年経過し、管理戸数21戸のうち19戸に入居しています。

玖珂植山団地は、1995年の建設で、建築から28年経過し、管理戸数12戸のうち8戸に入居しています。

玖珂正森団地は、1999年の建設で、建築から24年経過し、管理戸数18戸のうち16戸に入居しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設し、おおむね30年後も耐用年限未経過であることから、必要管理戸数を確保するため長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

### 41. 玖珂鹿田住宅

1972年に旧耐震基準で建設し、建築から51年経過し、老朽化が顕著となっているものの、簡易な診断により条件を満たしています。

管理戸数23戸のうち15戸に入居しており、今後も必要な管理戸数を確保するため、長寿命化計画を踏まえ、令和11年度を目途に、周辺の団地との統合・建て替えについて検討します。

## (19) 特定公共賃貸住宅

特定公共賃貸住宅として、46. 玖珂植山団地（特公賃）を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は306ページを参照）

#### 【機能】

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者世帯又は若年単身者に対して優良な賃貸住宅を供給するため、特定公共賃貸住宅の機能を継続します。

#### 【建物】

すべて耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

中堅所得者世帯等を対象としていることに鑑み、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として必要な特定公共賃貸住宅の管理戸数を示し、行政と民間の役割を明確にしたうえで、今後も必要な戸数については、民間ストックを活用した住宅の在り方について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

#### 【管理運営】

公営住宅と同様に取り組みます。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 46. 玖珂植山団地（特公賃）

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

### ウ アクシオンプログラム

長寿命化計画による玖珂地域の現在の特定公共賃貸住宅の管理戸数は9戸で、将来（令和32年）の必要戸数を4戸としています。

必要戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

#### 46. 玖珂植山団地（特公賃）

1995年に新耐震基準で建設し、建築から28年経過し、管理戸数9戸のうち5戸に入居しています。

おおむね30年後も耐用年限未経過であることから、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

## (20) 公衆便所

公衆便所として、53. 玖珂阿山下公衆トイレ、54. 玖珂駅横公衆トイレの2施設を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は356ページを参照）

#### 【機能】

駅利用者や公園利用者、観光者等への利便性の向上、公衆衛生の確保の観点から基本的に継続します。

#### 【建物】

今後も継続する施設については、必要な修繕を行って、機能を維持し、改修が必要となった段階で、利用状況を精査し、今後の在り方を検討します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 53. 玖珂阿山下公衆トイレ、54. 玖珂駅横公衆トイレ

耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

## ウ アクシヨンプログラム

### 53. 玖珂阿山下公衆トイレ、54. 玖珂駅横公衆トイレ

玖珂阿山下公衆トイレは、玖珂阿山の菅原神社裏に2001年に建設し、建築から22年経過しています。玖珂駅横公衆トイレは、JR玖珂駅に隣接して1997年に建設し、建築から26年経過しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、利用者の利便性と公衆衛生確保の観点から必要な修繕等を行い継続使用します。

## (21) 倉庫

倉庫として、55. 玖珂陶芸窯倉庫、56. 玖珂新町集会所倉庫、57. 旧保健所倉庫の3施設を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は368ページを参照）

#### 【機能】【建物】

倉庫全体の設置状況及び利用状況を精査し、格納している物品の必要性の検証や整理整頓を行い、存廃を含めて今後の在り方を検討します。

「廃止」とする施設であっても、施設の状況を十分説明し理解を得た上で、地域が譲受けの意向がある場合は、無償譲渡します。地域に譲受けの意向がない施設については廃止します。

また、既に地元自治会が使用している施設については、譲渡について協議します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 55. 玖珂陶芸窯倉庫

生涯学習活動、生きがい活動の創出に必要なことから継続する。耐震基準を満たしており、玖珂いきいきハウスと管理が一体化していることから、玖珂いきいきハウスの施設の修繕等にあわせて対応する。

### 56. 玖珂新町集会所倉庫

耐震基準を満たしているものの、市としての利用実態が無く、既に地元自治会に貸与していることから譲渡について協議する。

### 57. 旧保健所倉庫

市としての利用実態が無く、既に地元自治会に貸与しているものの、老朽化しており、安全性が危惧されることから、廃止（除却）について協議する。

## ウ アクシヨンプログラム

### 55. 玖珂陶芸窯倉庫

1995年に新耐震基準で建設し、建築から28年経過しています。隣接する玖珂いきいきハウスと一体的に活用されていることから、玖珂いきいきハウスと合わせて、施設の在り方を検討します。

### 56. 玖珂新町集会所倉庫

集会所の倉庫として1999年に新耐震基準で建設し、建築から24年経過しています。現在地元自治会に無償貸与しており、令和7年度までに地元自治会と譲渡について協議します。

### 57. 旧保健所倉庫

施設の建築年は不明で、老朽化が激しくなっています。現在、地元自治会に無償貸与していますが、令和7年度までに廃止について協議します。

## (22) 斎場

斎場として、58. 玖珂斎場を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 374 ページを参照）

#### 【機能】【建物】

火葬業務については原則地方自治体の業務となっていることから、火葬場の機能は継続するものの、人口動向を踏まえ、岩国市斎場整備基本計画に基づき、玖珂斎場等への集約化を進めます。

斎場（葬儀場）については、民間の葬儀場が参入していること、家族葬など多様な葬儀形態の状況を含め、配置の在り方について検討します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 58. 玖珂斎場

耐震基準を満たし、今後も継続使用することから、岩国市斎場整備基本計画に基づき、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

### ウ アクシオンプログラム

#### 58. 玖珂斎場

2005年に新耐震基準で建設し、建築から18年経過しています。岩国市斎場整備基本計画に基づき今後も使用することから、建物は保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。管理運営は当面現行どおりとし、今後、民間活力を活用した運営手法について検討します。

## (23) 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場として、59. 玖珂駅前自転車専用駐車場を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 378 ページを参照）

#### 【機能】【建物】

駅利用者や買物等での利用者の利便性を確保するとともに、交通安全を推進する観点から当面、継続するものの、駐車実態や民間駐車場の設置状況（付置義務台数を含む）を踏まえ、公共駐車場・駐輪場の今後の整備の在り方について、必要性を含めて検討します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 59. 玖珂駅前自転車専用駐車場

耐震基準を満たしており、駅利用者の利便性を確保するため、必要な修繕等を行い継続利用する。

### ウ アクシオンプログラム

#### 59. 玖珂駅前自転車専用駐車場

1990年に新耐震基準で建設し、建築から33年経過しています。JR玖珂駅利用者の利便性を確保するため、必要な修繕等を行い継続使用します。

## (24) その他の施設

その他の施設として、60. 地域活性化施設「逸品館」、61. 欽明路売店の2施設を設置しています。

### ア 基本方針

なし

### イ 個別施設計画での方向性

## 60. 地域活性化施設「逸品館」

建築年不明の建物であり、老朽化が進んでいるものの、地元商工会が地域活性化のための使用していることから、譲渡について協議する。

## 61. 欽明路売店

旧耐震基準の建物であり、現在は地元商工会がそば等の普及・販売を行っているものの、老朽化が進んでいることから廃止について協議する。

### ウ アクションプログラム

## 60. 地域活性化施設「逸品館」

民間事業者から寄付された施設で、建物の建設時期は不明です。地元商工会に有償で貸与し、「逸品館事業」などに使用されていることから、令和7年度までに、地元商工会等と譲渡について協議します。

## 61. 欽明路売店

地域の活性化と特産品化を目的に1978年に旧耐震基準で建設し、建築から45年経過し老朽化が顕著となっています。地元商工会に有償で貸与していましたが現在は未使用となっており、令和7年度までに地元商工会と廃止について協議します。

## (25) 遊休資産

遊休資産として、62. 玖珂対藤住宅、63. 旧玖珂総合センター、64. 旧岩国市玖珂保健センター、65. 旧玖珂図書館（分館）、66. 旧玖珂福祉センターの5施設を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は397ページを参照）

#### 【機能】【建物】

有効活用を図るため、公的利用を調査した上で、その予定が無い施設について、地域団体や民間事業者を対象に、地域利用や売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 62. 玖珂対藤住宅、63. 旧玖珂総合センター、64. 旧岩国市玖珂保健センター、65. 旧玖珂図書館（分館）、66. 旧玖珂福祉センター

公的利用や地域利用の調査を行った上で利活用の見込みが無い施設について、売却や民間活力の活用を、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討する。検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）する。

### ウ アクションプログラム

#### 62. 玖珂対藤住宅、63. 旧玖珂総合センター、64. 旧岩国市玖珂保健センター、65. 旧玖珂図書館（分館）、66. 旧玖珂福祉センター

玖珂対藤住宅は、1995年に新耐震基準で建設し、建築から28年経過しています。2005年に用途廃止し、未使用となっています。

旧玖珂総合センター、旧岩国市玖珂保健センター、旧玖珂図書館（分館）、旧玖珂福祉センターの複合施設は、1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年経過しています。玖珂支所等の複合施設の新設に伴い全ての機能は移転し、現在未使用となっています。

令和7年度までに公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却や民間活力のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用について検討します。有効活用が見込みがない場合は除却します。

#### 4. 玖珂地域における今後の取組

##### (1) 譲渡について協議する施設（5施設）

###### ア 集会系施設（3施設）

49. 玖珂上谷集会所、50. 玖珂瀬田上自治会館、51. 玖珂野口上公会堂

###### 【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設改修等の支援を含め、協議します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 49～51	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	49. 上谷自治会、50. 瀬田上自治会、51. 野口上自治会									
担当部署	譲渡の協議、施設維持管理・・・玖珂支所 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

###### イ その他（2施設）

56. 玖珂新町集会所倉庫、60. 地域活性化施設「逸品館」

###### 【対応方針】

令和7年度までに地元自治会、利用団体等と譲渡について協議します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 56. 60	譲渡の協議			協議結果に基づき対応						
協議先	56. 新町上・新町下自治会、60. 地元商工会等									
担当部署	譲渡の協議、施設維持管理・・・玖珂支所 本庁所管部署・・・56. 地域づくり推進課、60. 施設経営課									

##### (2) 廃止について協議する施設(13施設)

###### ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設（3施設）

14. 岩国市営玖珂プール（ポンプ室を含む。）、15. 玖珂中央プール

###### 【対応方針】

現在、施設の利用がない施設については用途を廃止し、令和7年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 14. 15	用途廃止手続			除却計画策定の中で時期の調整						
				除却計画に基づく対応						
担当部署	除却の調整、施設維持管理・・・文化スポーツ課周東分室 本庁所管部署・・・文化スポーツ課									

35. 玖珂不燃物処理場

###### 【対応方針】

令和7年度までに埋立て終了に向けた手続を行い、令和10年度以降の廃止に向けて調整を行います。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
35		埋立て終了手続		用途廃止及び除却時期の調整						
協議先	玖珂地域自治会連合会、上谷自治会									
担当部署	除却の調整、施設維持管理・・・周東総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・環境施設課									

### イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（6施設）

#### 4. 玖珂台の橋集会所、47. 玖珂阿山集会所

#### 48. 玖珂阿山北集会所、52. 玖珂新市2区集会所、57. 旧保健所倉庫、61. 欽明路売店

#### 【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
4～61	利用実態の精査、廃止に向けた協議			協議結果に基づき対応						
協議先	4. 台の橋自治会、利用団体、47. 阿山上、阿山下自治会、48. 阿山北自治会 52. 新市2区自治会、57. 駅通自治会、61. 利用団体									
担当部署	廃止の協議、施設維持管理・・・4. 47～61. 玖珂支所 本庁所管部署・・・4. 47～57. 地域づくり推進課、61. 施設経営課									

### ウ 市営住宅（4施設）

#### 38. 玖珂鞍掛住宅、40. 玖珂市成住宅、44. 玖珂打上住宅、45. 玖珂台の橋住宅

#### 【対応方針】

いずれの施設も老朽化が進み、又は顕著となっていることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
38～45	新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに、全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課、周東総合支所建設課									

### (3) 計画的な改修等を行う施設（33施設）

#### ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（11施設）

#### 7. 玖珂中央コミュニティセンター、10. 玖珂図書館（分館）、21. 岩国市玖珂保健センター、27. 玖珂支所、

#### 9. 玖珂こどもの館、11. 玖珂あいあいセンター、12. 玖珂総合公園、

#### 19. 玖珂小学校、26. 玖珂放課後児童教室（校舎）、20. 玖珂中学校、23. 玖珂はつらつハウス

#### 【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

地域づくり拠点施設については、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
7～27	→ 保全計画策定			→ 計画に基づく対応						
7.9.27	→ 管理運営手法・体制の検討			→ 検討結果に基づく対応						
協議先	7. 玖珂地域自治会連合会									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・7.23.27. 玖珂支所、9.11.19.20. 教育委員会周東支所、10. 中央図書館、 12. 文化スポーツ課周東分室、21. 健康推進課、26. 保育幼稚園課 本庁所管部署・・・7. 地域づくり推進課、9.11. 生涯学習課、10. 中央図書館、 12. 文化スポーツ課、19.20. 教育政策課、21. 健康推進課、 23. 高齢者支援課、26. 保育幼稚園課、27. 総務課									

### イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（11 施設）

1. 玖珂大田コミュニティセンター、2. 玖珂北部コミュニティセンター、
3. 玖珂柳井田コミュニティセンター、5. 玖珂東部コミュニティセンター、
6. 玖珂野口コミュニティセンター、13. 玖珂体育センター、58. 玖珂斎場

#### 【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

地域づくり拠点施設については、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1～58	→ 保全計画の策定			→ 計画に基づく対応						
1～6	→ 管理運営手法の検討			→ 検討結果に基づく対応						
協議先	1. 2. 3. 5. 6. 玖珂地域自治会連合会									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・1. 2. 3. 5. 6. 玖珂支所、13. 文化スポーツ課周東分室、 58. 周東総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・1. 2. 3. 5. 6. 地域づくり推進課、13. 文化スポーツ課、58. 環境政策課									

- （公営住宅）39. 玖珂久安団地、42. 玖珂植山団地、43. 玖珂正森団地、  
46. 玖珂植山団地（特公賃）

#### 【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
39～46	→ 保全計画の策定			→ 計画に基づく対応						
担当部署	建築住宅課、周東総合支所建設課									

**ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（11 施設）**

16. 玖珂グラウンド（多目的トイレ等）、17. 玖珂中央グラウンド（倉庫等）、18. 鞍掛山展望台、  
 26. 玖珂放課後児童教室（専用施設）、34. 生活交通バス車庫、36. 玖珂駅待合室、  
 37. 欽明路駅待合室、53. 玖珂阿山下公衆トイレ、54. 玖珂駅横公衆トイレ、  
 59. 玖珂駅前自転車専用駐車場

**【対応方針】**

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
16～59	必要な修繕等を行い継続使用									
34. 36	車庫全体の在り方検討 施設の在り方について検討									
協議先	36. 駅利用者、商工会、玖珂地域自治会連合会、JR 西日本									
担当部署	施設維持管理・・・18. 34. 36. 37. 53. 54. 59. 玖珂支所、16. 17. 文化スポーツ課周東分室、 26. 保育幼稚園課 本庁所管部署・・・16. 17 文化スポーツ課、18. 観光振興課、26. 保育幼稚園課、 34. 36. 37. 54. 59. 交通政策課、53. 総務課									

**38. 玖珂鞍掛住宅（第2）**

**【対応方針】**

当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
38	必要な修繕を行い継続使用。耐用年限経過の時期を捉え、段階的に用途廃止									
担当部署	建築住宅課、周東総合支所建設課									

**(4) 建て替え等の検討が必要な施設**

該当する施設はありません。

**(5) 今後検討が必要な施設(17 施設)**

**ア 消防団施設（5 施設）**

28. 玖珂第1分団消防器庫、29. 玖珂第3分団消防器庫、30. 玖珂第4分団消防器庫、  
 31. 玖珂方面隊第5分団消防車庫、32. 玖珂方面隊消防車庫

**【対応方針】**

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
28～32	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置 計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	玖珂方面隊・担当分団									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・危機管理課・玖珂支所 施設維持管理・・・玖珂支所 本庁所管部署・・・危機管理課									

## イ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（2施設）

### 33. 文化財収納庫

#### 【対応方針】

「岩国市博物館等施設再整備計画」に基づき、令和7年度までに保存資料の整理を行い、施設の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
33	保存資料の整理 施設の在り方検討			検討結果にも基づく対応						
担当部署	検討を行う部署・・・文化財課周東分室・岩国徴古館 施設維持管理・・・文化財課周東分室 本庁所管部署・・・岩国徴古館									

### 41. 玖珂鹿田住宅

#### 【対応方針】

旧耐震基準で建設し、簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、長寿命化計画を踏まえ、令和11年度を目途に、周辺団地との統合・建て替えについて検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
41	周辺団地との統合・建て替えについて検討							検討に基づく対応		
担当部署	建築住宅課、周東総合支所建設課									

## ウ 今後の在り方検討（3施設）

### 25. 玖珂幼稚園

#### 【対応方針】

耐震性は満たしているものの、老朽化が顕著となっていること、周辺には幼稚園型認定こども園も設置されていることから、令和7年度までに廃止を含め今後の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
25	→			→						
	利用実態の精査 周辺認定こども園の利用状況などニーズの調査 幼稚園の在り方の検討			検討結果に基づき対応						
協議先	学校運営協議会、PTA、玖珂地域自治会連合会									
担当部署	検討を行う部署・・・学校教育課 施設維持管理・・・教育委員会周東支所 本庁所管部署・・・学校教育課									

## 8. 玖珂いきいきハウス、55. 玖珂陶芸窯倉庫

### 【対応方針】

市民の陶芸などの活動に利用されていることから当面機能は継続しますが、周辺施設の方向性を踏まえ、令和7年度までに施設の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
8.55	→			→						
	周辺施設の方向性を踏まえ 在り方の検討			検討結果に基づき対応						
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・8.55.文化スポーツ課周東分室 本庁所管部署・・・8.文化スポーツ課、55.生涯学習課									

## エ サウンディング型市場調査等により売却等を検討する施設（7施設）

22. 玖珂ふれあいデイサービスセンター、24. 玖珂リハビリセンター、62. 玖珂対藤住宅、63. 旧玖珂総合センター、64. 旧岩国市玖珂保健センター、65. 旧玖珂図書館（分館）、66. 旧玖珂福祉センター

### 【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和7年度までに、利用実態を精査し、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。

利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
22 24 62 63～66	→	→	→	→						
	利用実態の精査	公的利用・地域利用の確認 適化法との関係整理	→	→						
	サウンディング型市場調査等 による売却等の検討			検討結果に基づき対応						
協議先	24. 利用者									
担当部署	検討を行う部署・・・玖珂支所、教育委員会周東支所 施設維持管理・・・22. 24. 62. 玖珂支所、63. 64. 65. 66. 文化スポーツ課周東分室 本庁所管部署・・・22. 24. 高齢者支援課、62. 施設経営課、63. 64. 65. 66. 文化スポーツ課									

## 5. 再編・再配置の検証

該当する施設はありません。

## 6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

### (1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

#### 集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8/10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8/10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

### (2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

### (3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を發揮できる庁内体制の確立を図ります。

#### (4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、次のことを具体的に示すこととなります。

##### 1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

##### 2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

##### 3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行った上で、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

玖珂地域の公共施設では、玖珂あいあいセンター、玖珂総合公園、玖珂体育センター、玖珂グラウンド、公営住宅等に指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができていないか検証します。

